

第15回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年9月25日(木) 午後2時00分～午後3時21分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムスホール

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三
6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎	9 番 石橋浩昭
10 番 山崎伸吾	11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也	14 番 浅田修弘
15 番 内田一郎	16 番 伊崎美代子	17 番 水田 勇	
会長 太田香代子			

(農地利用最適化推進委員)

20 番 入江泰子	21 番 中野裕二	23 番 松尾和昭	24 番 山口俊一
27 番 林田浩也	28 番 本多正敬	30 番 原田久也	32 番 三宅東英
35 番 中山秀樹	36 番 田中八郎	37 番 田中昭博	38 番 荒木健一
40 番 宮崎 努	41 番 本田勝彦	42 番 柴内成世	43 番 金井圭司
45 番 兼俵朝樹	46 番 本多信之介	47 番 木下勝徳	48 番 太田保則

4 欠席委員
(農業委員)

5 番 寺田俊秀	13 番 濱本康弘	18 番 金子初夫
----------	-----------	-----------

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	22 番 末吉秀明	25 番 田中芳邦	26 番 吉岡長久
29 番 岡田裕弥	31 番 本多晋介	33 番 飛永敏博	34 番 本多 力
39 番 山本敏晴			

5 議事録署名委員 11 番 寺田健蔵 12 番 山下勝也

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎

[日 程]

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第15回南島原市農業委員会を開催いたします。

本日は、5番寺田委員、13番濱本委員、18番金子委員、19番増田委員、25番田中委員、26番吉岡委員、29番岡田委員、31番本多委員、33番飛永委員、34番本多委員、39番山本委員のほうから欠席の届出があっております。それと、少し遅れると、4番楠田委員、8番植木委員から連絡があっております。農業委員は3名欠席、推進委員8名の欠席ということになっております。

出席農業委員数は14名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、第15回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中に出席いただき、誠にありがとうございます。

この夏の酷暑もようやく落ち着き始めましたが、さらに過ごしやすくなってまいりました。しかしながら、農作業中は引き続き熱中症対策を完全にして頑張っていたいただきたいと思います。

さて、誠に遺憾なことではありますが、今年度、農地最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生している旨、全国農業会議所から連絡がございました。

昨年8月から今期の委員の任期が始まりまして、最初の合同会議で、私たちの立場は特別職の地方公務員であることを事務局から説明を受けたと思います。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことをいま一度、気を引き締めて業務に当たってまいりましょう。

本日は、ご案内のとおり、総会終了後、地区別農業委員会研修を開催することにしております。長時間にわたりますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に11番寺田委員、12番山下委員を指名いたします。

ただいまから、議案の審議に入ります。

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第61号の説明に入ります前に、議案の修正をお願いいたします。

2ページをお開けください。

番号4についてですけれども、この件につきましては、この議案の発送後に譲渡人の方がお亡くなりになっておりまして、今回の審議の対象とできませんので、削除をお願いいたします。また、3ページに添付しております営農計画書につきましても、同様の理由で削除をお願いいたします。

以上です。

それでは、議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

売買 5 件、1 万 3, 5 5 2 平米、贈与 2 件、3, 0 0 7 平米、賃貸借権の設定 1 件 3, 2 4 1 平米です。

それでは、議案の説明をいたします。

(議案第 6 1 号 番号 1～9 を朗読)

なお、番号 5 の譲受人、〇〇さん、番号 6 から 8 の〇〇さんは、新規就農者ですので、4 ページと 5 ページに営農計画書を添付しております。

以上、農地法第 3 条の許可基準の、同じ条の第 2 項第 1 号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、第 4 号の農作業に常時従事すると認められない者、及び第 6 号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第 3 条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

5 番、9 番の案件は、出席委員が関係する案件でありますので、最後に審議することといたします。

1 番、2 番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、3 番の案件は布津、有家の案件ですが、布津、有家の皆さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

〇〇番〇〇委員 この〇〇農円の円はこの円ですか。

事務局(〇〇) 変更されています。こちらに。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 次に、6 番、7 番、8 番の案件は、口之津の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、5 番の案件は出席委員が関係する案件であり、農業委員会に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議長 異議がないようですので、〇〇番〇〇委員の入場を認めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 次に、9 番の案件は〇〇番〇〇委員の関係する案件でありますので、退場をお願いします。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 意見がないようですので、〇〇委員の入場を求めます。

——— ○○番○○委員入席 ———

議長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。
番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局（○○） それでは議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。
6ページをお願いします。

番号1、島原市の○○さん、深江町○○番○ほか1筆、地目が畑で、現状は宅地となっております。地積合計の230平米となっております。転用の目的につきましては農業用施設用地です。平成29年頃に農業経営の拡大のために当該農地を農業用施設（農舎）を建設し、今後も農業用施設として利用したいということでございます。備考欄になりますけれども、令和7年9月2日付で簡易手続相当ということでございます。あと、同じく、令和7年8月13日付で用途変更手続のほうを完了しております。

本案件につきましては、○○番○及び○○番○の一部、合わせて198平米で、以前、200平米未満の農業用施設への転用が計画されておりまして、平成29年3月24日付で農地法施行規則第29条の規定による届出書の受理通知を得て、農業用施設を建設されました。しかし、届け出た部分のみではなく、届け出ていなかった部分をコンクリート舗装してしまっておりました。よって、転用面積が200平米以上となり、前記の届出の要件を満たしていないということが分かりましたので、本来の農地法第4条の転用許可を受けるべき案件であるため、今回、申請分の2筆合計230平米が違反転用となっております。

よって、違反転用案件として、去る令和7年9月2日付で県へ違反転用連絡票を提出いたしまして、同日付で、追認許可相当という判断をいただいております。

なお、本案件の農地区分は、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、既に完了しております。

農業用施設用地230平米、鉄骨造平屋建て、建築面積は116.4平米となっております。現状のまま整地し、石積みとコンクリート擁壁があり、申請地内はコンクリート舗装をされております。土砂の流出の心配はございません。

なお、雨水につきましては、既に申請地内に排水溝が設置されており、道路側溝へ放流されております。汚水、雑排水については発生いたしません。

なお、追加の工事はありませんので、資金の必要はありません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、○○番○○委員からお願いいたします。
○○番○○委員 ○○番○○です。

令和7年9月22日午後3時30分から、○○委員、○○推進委員、事務局2名で見てまいりました。

この案件ですが、転用ということで、違反転用という事でしたけれども、申請地は畑で、建てる予定がなく、この畑の申請地が隣の畑と入り組んでおりまして、建物の建てにくいような状態であったので、畑で使用するということだったようですが、経営を拡大とかすることで、農機具等が多くなったもので倉庫を建てたいということで、農地の変更をして、隣の畑にされて、倉

庫を建てられたようなんですが、その転用の許可を出されていなかったとか、忘れていらっしやったのかよく分かりませんが、ちょっと無許可で建てられたということで、土地購入の件でちょっとそういう事実が発覚するという、状況だったそうです。

それもあったんですが、農業振興地ということで県とかにお願いをして、転用の許可を忘れて、いたということで、意見書とかももらってしているということで、顛末書も取られたようですのでそういう事が無いようにということで許可が下りたようです。

あと、雨水等は、屋根の排水等は1回集積して、施設の周りの角のところが排水溝になっていまして、それを集積して道路側の排水溝に流すというような形になっていて、排水のほうは大丈夫だと思います。

あと、日照の問題につきましても、隣との間を取って、高さが3mほどということで、特に問題はないと見てまいりました。以上です。その点は問題ないと思われます。

前後しましたけれども、場所が、国道57号線で、〇〇保育園、〇〇側手前200mぐらいのところを、上に上って広域農道へ出ます。そこから、〇〇方面へ200m行って、それから、300mぐらい山手に上ったところです。

いろいろ許可を貰っておられて、特に問題ないと見てまいりました。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。〇〇推進委員。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

平成何年に建てたか知りませんが、何か見たところ、もう舗装関係も一体的にされていて、建物も一体的に造られているような感じですが、その申請を最初された後、その現地調査とか何とかは、今までされなかったのでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） まず、建物の、写真を見ていただいたら分かりますけれども、赤の線で囲ってあるところが今回の申請地になります。左側の土地につきましては、もうそれ以前のものになります。

今回、平成29年に現在の申請地のほうに農業施設を、まあ言えば増築というか、もう一つ建てるという形でなっております。コンクリートにつきましては、実は、今、赤い線が、ちょうど人間が立っているところですね、そこら辺に目地が入ってまして、そこから手前とで、コンクリートが違います。

実際、こちらにつきましては、完了報告等をいただいておりますけれども、実際は、コンクリートがしてありますけれども、石垣のすぐ奥側のほうが、実は届出地ではなかったということが判明いたしまして、その関係で、実は転用の部分が200平米未満ではなかったということで、今回の違反転用ということになります。

もともと200平米未満ではなかったもので、この建物全体がもう違反ですねということになりますので、今回、違反転用案件として上げて、そして今回の4条申請ということになりました。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

もう建物は別に建てられるということですね。赤いところは、今度改めて建てられたということで、一体ではないということですね。

事務局（〇〇） まあ言えば、この写真で言いますと、奥に軽トラが２台止まっていますね、あちらのほうの、この申請以前になります。手前側のほうが平成２９年に届出をしてから、建てた後ですけどもということですね。そこが違反になりましたということですね。

ですので、もう今回、既に建物自体は建ってしまっている。ですので、違反転用案件で追認許可相当ということで、県からいただいているということになります。

以上です。

〇〇番〇〇委員 その時点で、こっちの赤いほうが違反転用と。

事務局（〇〇） はい。

〇〇番〇〇委員 その部分はまた申請をされたということですか。

事務局（〇〇） ですので、その２９年のときに、４条ではなくて、農地法施行規則の第２９条といって、２００平米未満の農業施設の場合には転用の届出をすればいいというのがあるんですけども、そちらのほうで届出をしてあって、それをちゃんと審議してされているのですけれども、実際にしたときにコンクリートのところが、申請地以外のところまでコンクリートをしてしまったということで、この２００平米を超えてということで、全体的に２００平米の基準がなくなったので、もう一回取り直してください、４条をちゃんと取ってくださいということになります。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

議長 〇〇委員、よろしいですか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、軽トラが止まっているところの倉庫は、何年前か前、以前、現地確認に行きました。そのときも、こっちは畑だったと思いますけれども、大体この〇〇さんという方、島原市の元〇〇の会長です。ですから、これは、このこと自体が、すること自体が間違っていると思う。

それと、雨水に関してですけれども、この写真で見る限りですけれども、雨水がどうも下の畑のほうに流れる心配があるんですけれども、その点はどうなんですか。

事務局（〇〇） こちらにつきましては、今ちょっと見えにくいですが、ちょっと青い矢印が入っていますけれども、雨水については、下の左のほうがちょっと低くなっています、その、今、矢印がありましたけれども、この矢印のところに溝が掘ってあるんです。ここを通って、全てのものは、奥のほうの、道のほうの側溝に入るようになっています。実際、ここを越えてから下の農地のほうには入っていかないということです。実際ここから越えてオーバーフローしていくということは、今のところはないということです。

ちなみに、この下のほうの農地につきましても、〇〇さんのところで耕作されているというところになります。ちょっと実際、私たちが調査に行った時、機械で耕運されていました。

以上です。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、7ページをお願いします。

番号2、加津佐町の〇〇さん、加津佐町〇〇番ほか4筆、地目が畑、現況も畑です。合計の831平米になります。転用の目的につきましては、農業用施設用地、申請地に農業用施設を建築したいということでございます。こちらにつきましては、隣接の〇〇番の一部、こちら宅地になります、面積は996.08平米の内の54.85平米を一体利用ということでございます。なお、令和7年8月13日付で用途変更手続のほうを完了しております。

本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当します。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続については、先ほど申しましたけれども、完了しております。

農業施設用地につきましては、申請地831平米と一体利用地54.85平米を合わせた905.85平米となっております。農業用倉庫とパレット、コンテナ置場、駐車場を設置いたします。農業用倉庫、鉄骨造平屋建て、建築面積が197.50平米となっております。

現状のまま整地し、既存の石積みがあり、申請地内にコンクリート舗装をいたしますので、土砂の流出の心配はありません。

雨水につきましては、新設される溜桝を経由し、道路側溝へ放流されていきます。なお、放流に関しては、市管理課との関連の協議済んでおります。汚泥、雑排水については、発生いたしません。

資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月22日の午前9時30分ぐらいから、〇〇委員と〇〇推進委員、そして事務局2名で見えてまいりました。

場所ですけれども、場所は、加津佐の上の方に〇〇というところがあるんですけれども、〇〇から〇〇自治会に入って最初の住宅地のすぐ横と、この申請者の住宅のすぐ横になります。それで、周辺の農地にもお話をしているということで、それと、北側の農地は3mぐらいで高さがありますので、日照についても問題はないと思われます。

それと、雨水についても、きれいに整備された道路側溝に流すということなので、特に問題ないと思います。ほかには、特に何も問題ないと見てまいりました。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

同意書も取っておりますし、周りの同意もありますし、排水のほうも問題ありませんでした。以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1になります。

8ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、まず、読み上げます。

番号1、有家町の〇〇さんから有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇番〇、地目が畑で、地積が256平米となっております。転用の目的は住宅用地になります。申請地を譲り受けて住宅用地として転用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可日、期間については永年となっております。

なお、こちらのほうにつきましては、先日、確認いただきましたけれども、今回、実は結果ですけれども、隣接の農地の方からちょっとご連絡をいただきまして、話を聞いていなかったということもあります。こちらの申請地の隣接する西側のほうに〇〇のハウスがあります。今、右側に見えていますけれども、ハウスがあります。こちらのほうの地主さんのほうからですけれども、ちょっとお話を聞いていなかったということで、ちょっと〇〇の施設になりますので、朝日が当たらないことになるということでご連絡いただきました。

それで、地主さんのほうと、今回の転用者との間で、実際ここに家を建てるかというところで確認をされましたかということで今朝確認をしたところなんですが、以前、ちょっと駐車場を造るということを考えていらっしゃったときに話をしたということで、家を建てるとは言っていなかったみたいなんです。それで、ちょっとお互いのお話ができていなかったということで、ちょっとそれがこちらにも困りますので、きちっとお話をしてくださいということで、今、行政書士を通して投げているところになります。

ですので、今回につきましては、実際、ちょっとこの図面自体が、今、配置図がありますけれども、このとおりになるかどうかというのは、ちょっと今、不透明となっております、実際確認のところを2時までにはしてくださいということで、連絡があっておりませんので今回は難しいかなと思っております。

先ほども言いましたけれども、現地調査のときには、申請者の方から、隣の方に話をしましたということだったんですけれども、それは駐車場の話をしたということで、家を建てるという話はしてらっしゃらないということです、もう1回話をしてくださいということで、お願いしたいと思っております。

ちょっと今回、議案にあげてはいますけれども、なぜ今回排除していないかということになると、今の隣の方のお話で、実際この申請地自体の取下げ書が出ていけませんので、今回については、まだ議案として上げさせていただいているということになっております。

以上でございます。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 補足説明をさせていただきます。今、説明があったとおり、午前中にそういったお話がありました。これが、現地調査ももう実際していただいております。事務局の説明も、本来であれば、建物はこういった造りで、高さがどのくらいという話になるんですけれども、もしも日

照を確保するとなると、建物の位置が大分東側にずれまして、今申請をされている隣の地番、〇〇番のほうに、もしかしたら家屋がそこまで入り込むかもしれないということでございますので、今回は審議をしない、せずに保留という形を取らせていただけないかなということで、事務局としてのご提案です。よろしいでしょうか。

ですので、ちょっと〇〇委員が審議に入るといふところなんですけれども、そもそも説明の段階で、この審議を保留するといふ、よろしいですか。そういった内容のことでございます。

議 長 皆様にご意見をお伺いします。

審議保留でよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 いや、ちょっとその説明を、私、改めて。

その図面以上に隣の地域に入り込んだということですか。

事務局（〇〇） いやいや違います、日照の関係で、ハウスから建物を離すと。今の図面でいえば、水路の矢印がこう出ているでしょう、向こうに。向こうのほうに建物をずらすと。ということであれば、今度、上側の駐車場、車が止まっている、赤の境界があるじゃないですか、あれを越すかもしれないということです。建物の位置が。

そうしたときに、隣の地番、〇〇番ですけれども、そちらのほうは、今回の申請には入っていないですね。ということなんで、そこが分からないので、結局、変更にはなるんですけれども、〇〇番が入ってくるとなると、新しい案件、議案となるという事です。

〇〇番〇〇委員 し直しになりますね。

事務局（〇〇） ええ、やり直しになるんで、この案件もということです。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議 長 ここで、暫時休憩といたします。

（休 憩）

議 長 それでは、暫時休憩を解きまして、審議を再開いたします。

先ほどからの議案第63号、番号1の案件ですが、審議保留でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしということで、審議保留といたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、9ページをお願いいたします。

番号2、西有家町の〇〇さんから有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇番〇、地目、畑、現地が248平米です。転用の目的が住宅用地です。申請地を譲り受けて自宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買です。時期につきましては許可あり次第、期間については永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、南島原市役所〇〇庁舎のおおむね周囲500m以内に該当いたしますので、第二種農地と思われます。

一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積84.46平米となっております。現状のままで整地を行います。既存のコンクリート擁壁、石積みコンクリートを利用し、新設される土留めコンクリートを設置して、あと、砂利舗装とコンクリート舗装をするため、土砂の流出はないと思われ

ます。

雨水につきましては、新設されるU字溝を北側と南側に設置いたしまして、溜桝を経由し、市道の道路側溝へ放流予定となっております。汚水、雑排水については、合併浄化槽を経由して、同じ道路側溝へ放流予定となっております。なお、放流につきましては、市管理課との協議が済んでおります。

資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月22日、午後2時30分に、〇〇委員及び〇〇推進委員、事務局2名、計4名で現地調査をしてまいりました。

今、事務局より説明がありましたように、〇〇庁舎より380mぐらいのところにあるので、その下がちょうど交差点になっていて、その交差点で下に行くと国道に行きます。そこから、五、六十mぐらいのところになります。

現地では、敷地の南側と北側にU字溝を設置して、雨水、汚水、雑排水等は道路側の側溝に全て流すということです。申請地の北側に木がありますけれども、その奥に雑排水路があるそうなんですけれども、そっちへは流さずに全て道路側溝のほうに流すということです。

入り口が狭くて、その田んぼが植えてあるほうは少しカーブになっていますので、出入りするときに見えにくいということで、6mほどを入り口を拡張して整備されるそうです。南へは少し低いので、少し盛土をされるみたいで、コンクリート舗装にして、奥のほうは、少砂利を敷くということでした。

その角に木が、柿の木か何かが植わっていたんですけれども、その地主さんとも話がついていて、許可は受けて、了承済みという事でしたので、何も問題ないかと見てまいりました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員が言ったとおり問題はないかと思いますが、説明があったように、木のあるところ、ちょっと写真をもどしてもらえれば。ああ、それ。ちょうど土地になっておりまして、そこが大体、もともと道路が面していないということで、今回、こういう状況に当たっても承諾してあるということですから、それ以上のことは問題ないでしょうということで、考えてきました。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次、番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、10ページをお願いいたします。

番号3、西有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇番〇、地目が田、現況、田となっておりますけれども、こちら田んぼです、となっております。地積のほうが68平米で

す。転用の目的です、住宅兼車庫の用地になります。隣接地の〇〇番〇につきましては、令和7年1月15日付で農地法第5条の許可を受けて、住宅兼車庫を建設しました。ただ、建物を登記しようとしたところ、許可を受けた土地を超えていたことが発覚したため、今回、追認許可申請するものでございます。権利の内容につきましては贈与、時期につきましては許可日、期間については永年となっております。先ほど申しましたけれども、〇〇番〇、こちらにつきましては、地目、田、383平米と一体利用になります。

先ほども言いましたけれども、建物登記をしようとしたところですので、当然土地のほうを農地に変えようということでもしてございましたけれども、今回、まだ地目のほうが許可を取ってからまだ地目のほうは、変更されていないということでもあります。あと、令和7年9月2日付で、先ほどの違反転用の案件の簡易手続ということで、許可をいただいております。

県のほうから、本案件については、先ほども言いましたけれども、隣接地〇〇番〇に許可を受けて建設しました。ただ、ここの敷地を越えて建設したということでもありまして、面積超過した部分が、本来の農地法であれば、5条の転用許可を受けるべき案件でしたということになります。よって、本来受けるべき転用許可を受けていない範囲になりますので、違反転用ということで手続をしております。県の結果、全て追認許可相当ということで、今回、5条転用申請をされました。

住宅兼車庫用地、申請地につきましては68平米と、一体利用地が383平米、合わせた451平米になります。住宅兼車庫、木造平屋建て、建築面積172.88平米、もう既に建っております。最大0.3mの盛土を行い、整地を行い、そして土留め工事と防護柵を設置し、コンクリート舗装していますので、土砂の流出はありません。

なお、雨水につきましては、溜枳を経由し、道路側溝へ放流しております。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、道路側溝へ放流しております。なお、放流につきましては、事前に市管理課との協議を完了しております。

なお、追加の工事につきましては、完成いたしましたので資金の必要はありません。

以上になります。

議長 ただいまの説明に対して、現地調査の結果をお願いするところではございますが、〇〇番〇〇推進委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月22日の1時半より現地調査を行いました。〇〇委員及び〇〇推進委員、事務局2名、4名で見てまいりました。

まずは、国道から、〇〇という店から約1,300mぐらい上った〇〇という地区から、〇〇線ですけども、そこから、〇〇線から、五、六十m中に入ったところにあります。

本来、以前の議案に出ていた案件で、許可も出ていたそうなんですけれども、申請人の問題というよりも、業者さんの問題みたいな感じで、その、今、その赤い線のところ、本来なら田んぼとの境になっているところを境界線として申請するところを、勘違いみたいな感じで、今、〇〇推進委員が立っている赤い線、そこを提出したために、違反というようになって、追認案件ということで、お伺いしております。

隣の田んぼは、お父さんの田んぼで、境界の間違いであったということなので、水利とか雑排、

雨水に対してはもう何も問題ないと思われます。日照権に関しても、2 mほど離れており、また、自分の土地の田んぼということで、これも問題ないと思って見てまいりました。

皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からの意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

問題ないと見てまいりました。審議よろしくお願いいたします。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。〇〇委員。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

資料では、現況田んぼとなっていますが、現況は田んぼではないのではないのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局（〇〇） すみません、こちらにつきましては、現況、宅地ですね。修正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 長 ほか、ご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

—— 〇〇番〇〇委員入席 ——

議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明させていただきます。

11ページから21ページになります。

今月の案件ですけれども、新規が、賃貸借権11件、2万501㎡、使用貸借権29件、6万2,778㎡、再設定が、賃貸借権3件、5,784㎡、使用貸借権43件、19万7,617㎡です。このほか、番号87は、農地中間管理機構保有分に係る受け手への利用権設定で、新規の賃貸借権1件、1,976㎡であり、合計、87件、28万8,656㎡です。

なお、個別の案件については、朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または、農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること、及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していことの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしておりまして、地域計画の達成に資することが認められると思われます。

以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところではありますが、13ページ、番号21、番号23、番号24は、出席委員に関する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等はございませんか。

(「ありません」との声)

議長 次に、番号21番、番号23、番号24について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 また、当委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号21、番号23、番号24について、ご意見、質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、要請を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、要請を行うことといたします。〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見ありませんので、長崎県農業振興公社へ貸借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、貸借の要請を行います。

21ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

23ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

非農地証明書交付願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、24ページをお願いいたします。

非農地証明書交付願について説明いたします。

番号1、深江町の〇〇さん、深江町〇〇番〇、地目、畑、現況、雑種地、地積が119平米になっております。転用の目的は農業用施設(堆肥置場)、平成2年5月日不詳、亡き父が生前、当該地が狭小な三角形の土地であり、耕作には不便だったため、堆肥置場を設置し、以来、堆肥置場として利用しているということでございます。

説明いたしましたけれども、願出人の亡くなられたお父様が、ここは三角形の形をしており、狭い土地でもあるということで耕作には不向きというふうに判断されて、堆肥置場として利用したということになります。なお、下の、見ていただいたとおりコンクリートを張ってあるというような状況になります。

なお、その後、本日まで堆肥置場として利用されており、また、今後も同じく堆肥置場として利用されますということでございます。

南島原市農業委員会非農地証明書交付基準の第2条(1)の農地転用許可不要案件で処理できた土地であって、現況が非農地である土地であるため、証明基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

9月23日午後3時10分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局2名で見てまいりました。

場所は、〇〇中学校から〇〇のほうへ500mぐらい行ったところに、農協、JAスタンドがありまして、その上の〇〇があるちょうど正面のところですよ。

非農地証明ということで、不要案件で処理できているということだったんですが、ちょっと確認のために見てきまして、特に問題もないようです。もう親父さんが亡くなられてから、もう二十何年前ぐらいから、そういう堆肥置場という形になっておりました。堆肥といっても、苗木用の培養するような堆肥ですので、汚水とか異臭とかは発生しませんし、流出するというような感じにはなっていないくて、周りの悪影響とかは、ないような状況で見てまいりました。

特に問題はないと見てまいりましたので、皆様のご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

議 長 現地調査委員の報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員が言われたとおり、何ら問題ないかと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。